

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「世界中の人々から常に必要とされる企業を創る」という企業理念の実現のために、ステークホルダーからの社会的期待に応え、企業価値を継続的に向上させることが重要であると認識しております。今後とも法令及び社内規程等を遵守する企業倫理の確立を図り、意思決定の迅速化により機動力を発揮し、経営の健全性、透明性及び効率性を向上させることによりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社はマザーズ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小島 礼大	3,149,100	69.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	156,900	3.49
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	121,900	2.71
株式会社SBI証券	121,100	2.69
BBH (LUX) FOR FIDELITY FUNDS-JAPAN AGGRESSIVE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	110,900	2.46
梶木 毅	100,600	2.24
萩原 裕司	100,600	2.24
楽天証券株式会社	66,200	1.47
JP MORGAN CHASE BANK 380621 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	37,900	0.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託B口)	26,800	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無	小島 礼大
-----------------	-------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

2019年12月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社が2019年11月29日現在で358,300千株(株券等保有割合7.96%)を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年11月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	11 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である小島礼大の持分比率は、過半数となることから、支配株主に該当いたします。

当社と支配株主である小島礼大は、賃貸借契約に対する債務保証を行っておりますが、取引解消に向けて交渉を行っております。なお、支配株主の二親等以内の親族との間で取引を行っておりません。

また、支配株主及び二親等以内の親族との間で、今後も取引を行うことも予定しておりませんが、取引を検討する場合、関連当事者取引管理規程に則り、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
橋本 玄	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
橋本 玄	○	—	経営者として広く知識と経験を有し、その実績を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、社長直轄の内部監査室(1名)が、内部監査を担当しており、年間監査計画に基づき各部門等に対して内部統制システムの適切性や有効性等の監査を定期的の実施し、チェック・指導する体制をとっております。

また、必要に応じて臨時監査も実施しており、監査役及び会計監査人との間で監査の円滑な実施に寄与するための情報交換等を行い、監査の実効性と質的向上を図っております。

監査役監査は、監査役会3名(常勤社外監査役1名、社外監査役2名)で構成され、各監査役は毎月開催する取締役会に出席しております。

また、常勤社外監査役は、重要な会議に出席し、必要な事項については、監査役会で情報の共有化を図るほか、内部監査を実施する内部監査室と緊密な連携を図り、会社のコンプライアンスに基づく適正な業務遂行及び財産の状況の調査等、その他の監査の充実を期しております。

各監査役は業務監査を実施するとともに、随時、監査法人に対して監査について報告を求めています。

監査役と会計監査人とは、定期的に意見交換を行っております。

今後についても事業計画策定時、四半期決算、本決算時等タイミングを捉え、財務の適正、透明性等について適時意見交換を図ってまいります。

また、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを監視・検証しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山口 豊義	他の会社の出身者													
豊田 史朗	公認会計士													
大井 哲也	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 豊義	○	—	コンプライアンスに関するコンサルティング業務の経験および上場会社の常勤監査役としての経験を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をしております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

豊田 史朗	○	—	公認会計士として多くの事業会社の会計監査のみならず、経営全般への助言等の業務で活躍されてきており、その経験、実績を引き続き当社の監査に反映していただきたくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。
大井 哲也	○	—	弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる項目に該当していないことから、独立役員に指定しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	4 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

従業員や取締役の意欲及び士気を向上させ、一層の業績拡大及び企業価値の増大を図ることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

上記付与対象者について、従業員や取締役の意欲及び士気を向上させ、一層の業績拡大及び企業価値の増大を図ることを目的として導入しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬等は、それぞれ役員区分ごとの総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外役員を含む全役員に対して、取締役会における充実した議論に資するため、コーポレート本部より議案の事前通知及び必要に応じて事前説明または情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会及び監査役会を設置しております。

この2つの機関が中心となって、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。その具体的な内容は次のとおりであります。

取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成され、定例の取締役会を月1回、更に必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針など当社の重要事項の意思決定を行なうとともに、取締役の業務遂行の監督かつ管理を行っております。

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成され、原則1ヶ月に1回定例の監査役会を開催するほか、必要に応じて随時監査役会を開催し、監査役会で定めた監査方針及び監査計画に従い、監査状況の確認及び協議を行うとともに、内部監査室や監査法人とも連携し、随時監査についての報告を求めています。また、社外監査役には、弁護士、公認会計士がおり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視を実施して頂くこととしております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や取締役・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な会議への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

また、当社は各部門からの報告によって、不採算部門及びその原因、新規投資活動等迅速な意思決定システムの構築、計画・実績対比による異常値チェック、予想決算数値による経営意思決定を行い、機動的に事業戦略を実行し、執行責任を明確にするため、執行役員制を導入しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役会設置会社を選択しており、取締役4名のうち1名を社外取締役、監査役3名のうち3名全員を社外監査役としております。

当社がこのような体制を採用している理由は、企業価値の継続的な向上と社会からの信頼を獲得するため、企業経営に関する豊富な経験及び知識に基づき、外部からの客観性・中立性を確保した経営監視機能を備えたコーポレート・ガバナンス体制であると考えているためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会については、当社は11月決算のため、株主総会の開催は集中日と異なります。また、出席しやすい場所を確保する予定であります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、ホームページにて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を定期的に開催することに加え、機関投資家への訪問を計画しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後、海外投資家の比率等を踏まえて、検討してまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	IR資料をホームページにて掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務はコーポレート本部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「企業行動憲章」及び「企業行動ガイドライン」において、ステークホルダーの立場の尊重に関する事項を規定しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は2016年6月29日開催の取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を決議し、その後一部改訂いたしました。基本方針は以下の通りになっております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社が共有すべきルールや考え方を表した会社理念を通じて、当社における企業倫理の確立並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保をするためコンプライアンス管理体制を整備し、「企業行動憲章」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につきコンプライアンス教育をすることにより、その周知徹底をはかる。
- (2) コンプライアンス管理責任者は、「企業行動憲章」の周知徹底のための活動を行い、各部門における法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- (4) コンプライアンス管理責任者及びコンプライアンス委員会を通じて、当社における法令違反または「企業行動憲章」の違反またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
- (5) コンプライアンス委員会は、当社における不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえてコンプライアンス管理責任者は、再発防止策の展開等の活動を推進する。
- (6) 代表取締役直轄の内部監査室を設置し内部統制監査を行う。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、株主総会議事録、取締役会議事録、その他事業運営上の重要事項に関する決裁書類をいつでも閲覧することができる。
- (3) 情報セキュリティに関しては、重要性を認識するとともに、情報セキュリティに関する規程、マニュアル等を整備し、必要な社内教育を実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、当該規程によりリスク管理に関する方針及び体制を定める。
- (2) 各部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- (3) コンプライアンス管理責任者は、各部門が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- (4) 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、コンプライアンス委員会において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において報告する。
- (5) 各部門は、当社の事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係する実施責任者、運用責任者及びコンプライアンス管理責任者にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、取締役会及び監査役に報告する。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、当社の中期経営目標並びに年間予算を決定し、その執行状況を監督する。
- (2) 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、職務権限規程、稟議規程に基づき、各取締役、従業員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を移譲する。
- (3) 職務の執行により一層の迅速化・効率化を図るため必要と認められる場合は、その内容が定款変更に関わる場合を除き、取締役会規程に基づく組織の変更を行うことができる。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性及び実効性を確保するため財務報告に係る内部統制の構築・運用を図る。
- (2) 財務報告の作成過程においては虚偽記載並びに誤謬などが生じないように IT 統制を含め実効性のある統制環境体制を構築し運用する。

6. 監査役の職務を補助すべき従業員の独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、会社は、監査役の職務を補助するため、当社の内部監査室の従業員の中から選び、専任の従業員として配置することができる。
- (2) 前号の監査役の職務を補助する従業員に係る人事異動、人事考課、処罰等の決定については、事前に監査役会の承認を得ることとする。
- (3) 当社は、内部規程において監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、及び、当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を明記する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は、取、コーポレート・ガバナンスの維持及びその他重要会議にて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、重大な法令・定款違反等、コンプライアンス上重要な事項を報告することとする。
- (2) 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。
- (3) 内部監査室は、監査結果等内部監査に関する事項について監査役に報告するものとする。
- (4) 取締役及び使用人は、監査役が報告を求めた時には速やかに報告することとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- (2) 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- (3) 代表取締役、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス委員会等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施することにより連携を図るものとする。

9. 反社会的勢力との関係断絶に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 「反社会的勢力排除規程」において反社会的勢力排除を明記するとともに、当社の取締役及び使用人に対し周知徹底を図ることとする。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「企業行動憲章」及び「企業行動ガイドライン」を定めており、その中で反社会的勢力との関係断絶について定めております。

これらを受け、当社の主要な会議や朝礼などの機会を利用し、その内容の周知徹底を図っております。

また、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会及び公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターにも加入し、情報収集を行い、社内で情報を共有しております。なお、不当要求防止責任者については設置を予定しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力排除規程」および「反社会的勢力の排除に関する調査実施マニュアル」を制定し、主管部署は人事総務部として、運用を行っております。

具体的には、新規取引先については、社内で調査を行い、疑義がある場合には外部調査機関を用いて、情報収集を行い、事前にチェックを行っております。

継続取引先についても、毎年6月には取引先全社の調査を行っております。また、取引先との間で締結する「基本契約書」では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

なお、取引先、株主、役員及び役員に準ずる者について調査した結果、反社会的勢力と関係すると思われる者は見当たりませんでした。全従業員より入社時には反社会的勢力との関係性がないことを誓約書にて確認しております。顧客につきましても入会時に反社会的勢力との関係性がないことを確認しております。

社内研修といたしましては年に1回社員全員に対してコンプライアンス研修を実施するとともに、年に1回役員及び管理職以上の社員に対して公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターによる研修会を実施しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

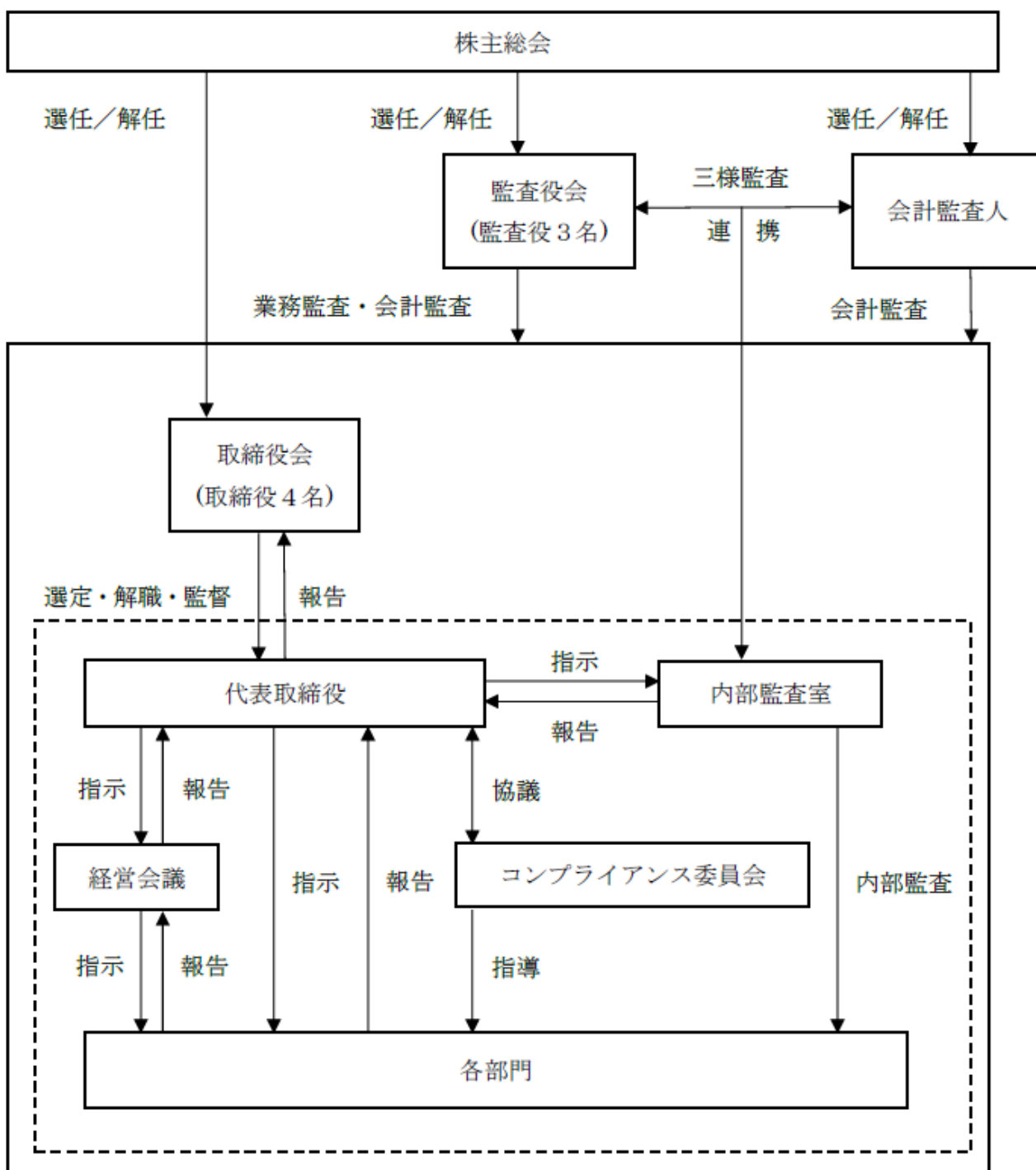
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

